



ないが、近くにいる人や、顔が判別可能な形で写っている場合などには、取扱を考える必要がある。また投稿された画像を他の利用者に対して共有する際には、著作権の問題も生じうる。本件課題については、投稿者に対する同意の取得方法や、利用範囲のあり方について検討を実施した。

2つ目の課題として、緊急通報との関係があげられた。自治体が防災チャットボットを運用している場合、防災チャットボットに救助の依頼などが投稿されて受理したときに、それは緊急通報として対処する義務が生じるのかということである。これについては判例の検討や、総務省等の類似事例の検討会の報告等を整理し、12月の情報法制学会において中間報告を実施した。この時点では、民間団体から自治体への情報提供という形式を取ることで緊急通報には該当しないという整理をしているが、今後自治体自身が運用することが求められることを想定した整理を行う必要がある。

### 3. 被災者支援チャットボットに関する検討

2019年9月の台風15号では、千葉県において大きな被害が生じた。これに関連して、被災者への情報提供を役所が行うには困難だという状況が生じたことから、千葉県ではAI防災協議会と協力して、AIチャットボットが支援制度の有無等を回答する「被災者支援チャットボット」の提供を開始した。

この被災者支援チャットボットに関しては、AIの精度向上のためにデータ取得を行うことが求められたこと、また、利用者の質問をもとに自治体が設問・回答を充実させることが必要であったことから、個人情報の収集に関する同意の取得方法が課題としてあげられた。本件に課題に関しては具体的に必要となる情報や、

必要となる利用範囲を特定することによって同意文を作成し、実際に当該AIチャットボットにおいて活用を行った。

なお、2019年10月に発生した台風19号においても関東地方では甚大な被害が生じたため、AI防災協議会は長野県、長野市、福島県等で被災者支援チャットボットを運用している。このときにも本タスクフォースでの整理や、作成した同意文が活用されている。

### 4. 2020年以降の活動について

防災チャットボットについては、2019年の実証結果を踏まえて、複数の自治体において実導入の動きがある。そのため、2.で述べた緊急通報に関する検討を加速し、自治体が運用する場合の懸念点を解消することで、災害時の情報活用をよりスムーズに行えるようにすることを検討している。

また3.で述べた被災者支援チャットボットに関しても各自治体で採用の動きがある。こちらに関しては同意の取り方等について運用方法についてとりまとめるとともに、現在までに整理した被災者からよくある質問のリストについてのオープンデータ化についても取り組む予定である。



一般財団法人情報法制研究所 研究員 / 事務局次長  
国際大学 GLOCOM 客員研究員

福島 直央 (ふくしま なお)

国際大学 GLOCOM にて客員研究員をする傍らで、総合シンクタンク及びコンサルティング会社にて情報通信政策に関する研究・コンサルティングを実施後、民間の通信事業者にて公共政策、CSRに関する責任者として従事。防災分野において、ICT技術や、SNS上の情報の利活用について実践・研究を実施している。

神戸市危機管理室においてレジリエンステクノロジーオフィサーとして委嘱を受けており、自治体内においてもSNS上の情報の利活用可能性について検討。